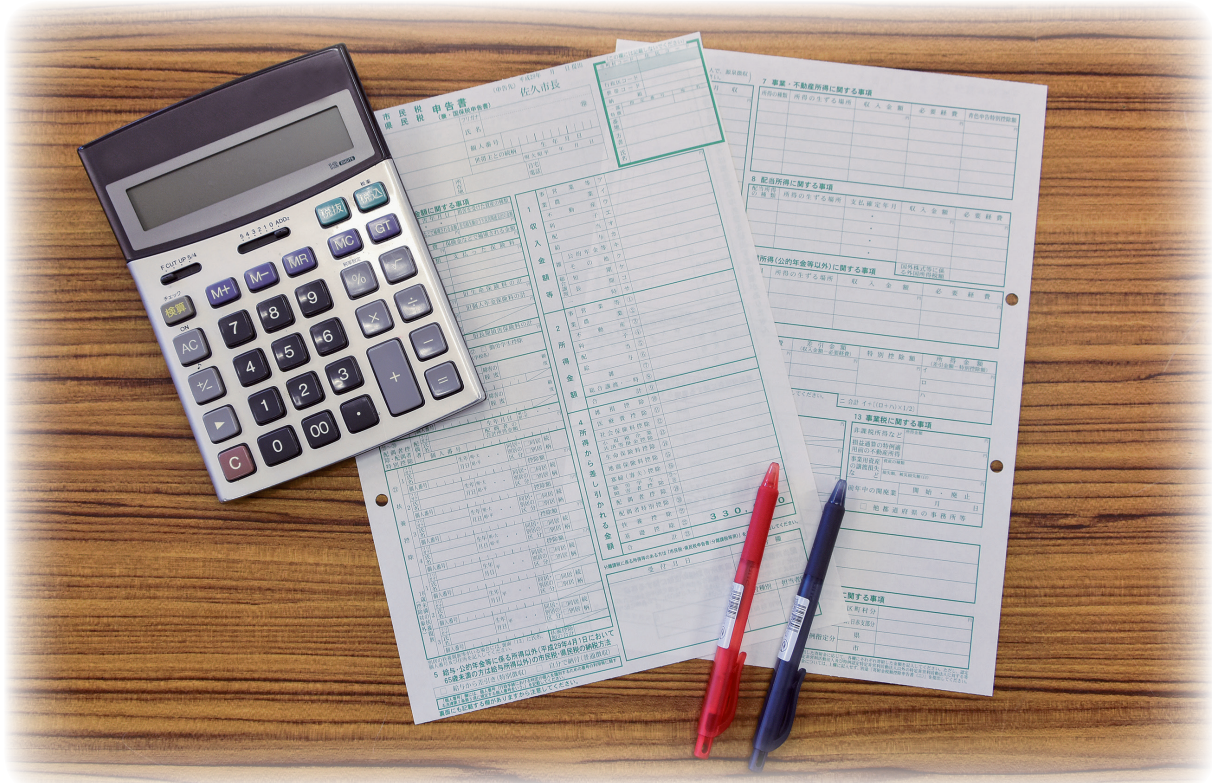


あなたの生活と行政をつなぐ

Saku LIFE



広報佐久
平成30年1月



所得税・市県民税の申告相談が始まります

～税の申告は2月16日(金)から3月15日(木)まで～

所得税・市県民税の申告内容は、課税のための資料になるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料などの基礎資料にもなります。申告をしないと、課税内容の証明や保険料の算定などに影響が出る場合があります。期限内の申告にご協力をお願いします。

- ・ 申告相談日程表……………P 2～3
- ・ 市県民税の申告……………P 4
- ・ 所得税の確定申告、税務関係書類へのマイナンバーの記載……………P 5
- ・ 医療費控除の明細書
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）……………P 6
- ・ その他のお知らせ、申告相談に関する問合せ……………P 7
- ・ 申告区分チェックシート……………P 8

申告相談日程表

※臼田地区は昨年と同様に、「あいとぴあ臼田」で実施します。
 ご不便をおかけしますが、お間違えのないようお願いいたします。

		臼田地区		浅科地区		望月地区		
日程		あいとぴあ臼田会場 (あいとぴあ臼田 多目的室3・4)		浅科支所会場 (浅科支所 1階東会議室)		望月支所会場 (望月支所 3階中会議室1)		
		申告相談対象地区		申告相談対象地区		申告相談対象地区		
月	日	曜	午前	午後	午前	午後	午前	午後
2	16	金	湯原	湯原・本郷	塩名田東部		布施地区 (御牧原・百沢・牧布施・式部)	
	19	月	田島・栗ノ木 千曲台・若葉	中小田切	塩名田中部		布施地区 (入布施・抜井)	
	20	火	上小田切 北川勝間	上小田切西	塩名田西部 県営住宅	塩名田舟久保	布施地区 (中居・雁村・大木・藤巻 一の原・長者原・東長者原・中石堂)	
	21	水	湯原新田	滝・緑ヶ丘	御馬寄東部		春日地区 (下之宮・善郷寺・高橋・北春)	
	22	木	臼田中町・旭ヶ丘	泉ヶ丘・城下 宮本	御馬寄西部		春日地区 (上新・金井・堀端・大西・向反)	
	23	金	臼田勝間・城山	上荒・中荒・下荒	御馬寄市営住宅 庄の上	駒寄	春日地区 (竹之城・新田・湯沢・新町)	
	26	月	下小田切・中央	諏訪	上原		春日地区 (宮之入・三明・茂沢 入新町・岩下・入片倉)	
	27	火	横山・稲荷	住吉	上原	下原	本牧地区 (長坂・城下・東町・八千代町 神田町・末広町・金井町・栄町・昭明町)	
	28	水	美里	美里・平	下原		本牧地区 (本町・上本町・西町 県町・古宮・御桐谷町・吹上町)	
3	1	木	伊勢	大奈良	中原		本牧地区 (印内・印内原・茂田井・観音寺)	
	2	金	田口中町	丸山・川原宿	八幡上町		協和地区 (片倉・西長者原)	
	5	月	三分	竜岡	八幡本町		協和地区 (比田井)	
	6	火	下越1～2	下越3～4 下越団地	八幡宮本	八幡大平	協和地区 (天神・協東・協西)	
	7	水	下越5～8	清川	八幡中町		協和地区 (高呂・大谷地)	
	8	木	原	宮代	八幡桑山		協和地区 (小平・三井)	
	9	金	上中込	上中込・下町	八幡入の沢	鶴沼	指定日に申告できなかった皆さん (望月地区)	
	11	日	指定日に申告できなかった皆さん (臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん (浅科地区)			
	12	月	赤谷・入沢1～3 十日町	三条	矢嶋上	矢嶋下		
	13	火	入沢4～6	入沢7～8 月夜平・岩水	御牧原			
14	水	指定日に申告できなかった皆さん (臼田地区)		指定日に申告できなかった皆さん (浅科地区)				
15	木							

所得税・市県民税

○受付時間は午前8時30分から午後4時までです。

ただし浅間・野沢・東会館につきましては、受付を午前8時30分から行いますが、相談開始は午前9時からになりますのでご了承ください。

お住まいの地区により、日程と申告相談会場をご確認のうえご来場ください。

なお、3月11日(日)は申告相談を行います。

			佐久地区					
日 程			地区会場 (相談開始は午前9時からになります)			佐久市役所会場 (佐久市役所 8階大会議室)		
			会場名	申告相談対象地区		申告相談対象地区		
月	日	曜		午 前	午 後	午 前	午 後	
2 月	16	金	※地区会場はありません			中央区北町第二・町下町中・町上・朮水・中村	中央区北町第一・松井相立・苦水・大月・黒田	
	19	月	※地区会場はありません			荒家・北口・平賀下宿 平賀中宿・平賀上宿	北耕地・平賀新町・太田部 常和南・常和北・アヴェニュー	
	20	火	浅間会館	住吉町・西本町・稲荷町	荒宿・相生町	※市役所会場はありません		
	21	水	浅間会館	本町・大和町・花園町 上の城・一本柳	長土呂・紅雲台	※市役所会場はありません		
	22	木	浅間会館	横根・下平尾 小田井下宿・荒田	上平尾・西屋敷	※市役所会場はありません		
	23	金	※地区会場はありません			平塚・根々井塚原 根々井・大塚	赤岩・常田 上塚原・下塚原	
	26	月	※地区会場はありません			大和田・落合 北岩尾・南岩尾	今井・三河田 横和・白山	
	27	火	野沢会館	野沢本町・中小屋・取出町	十二町・原・鍛冶屋	※市役所会場はありません		
28	水	野沢会館	本新町・泉野・上桜井 中桜井・下桜井	田町・高柳・跡部 三塚・北桜井	※市役所会場はありません			
3 月	1	木	野沢会館	今岡・沓沢・日向・熊久保・泉 東立科・小宮山・前山南・洞源	平井・糠尾・下平 前山北中・美笹・弥生が丘	※市役所会場はありません		
	2	金	野沢会館	下県西・相浜・大沢下町 大沢中町・大沢新田	下県東・竹田・地家 大沢上町・大地堂	※市役所会場はありません		
	5	月	※地区会場はありません			橋場南・橋場西・橋場東	佐太夫町・中込新町 三家第1・三家第2	
	6	火	※地区会場はありません			中央区南町・前林・三石	杉の木・石神・権現堂	
	7	水	東会館	志賀下宿・志賀中宿 志賀上宿	安原・駒込	猿久保東・猿久保	伊勢林・駒場	
	8	木	東会館	新子田	東地・西地・五十貫	瀬戸中・瀬戸南	西耕地・瀬戸東	
	9	金	※地区会場はありません			指定日に申告できなかった皆さん (佐久地区)		
	11	日	※地区会場はありません					
	12	月	※地区会場はありません					
13	火	※地区会場はありません						
14	水	※地区会場はありません						
15	木	※地区会場はありません						

市県民税の申告

市県民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在で佐久市に住所がある方、居住している方は市県民税の申告が必要です。ただし、次の方は申告の必要がありません。

- ・ 税務署へ確定申告書を提出する方
- ・ 収入が1か所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」や「公的年金等支払報告書」が提出されている方
- ・ 収入が無く（非課税所得のみも含む）、市内に住所がある方の扶養親族になっている方

なお、国民健康保険では、前年中に所得がない、または世帯の所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減が受けられます。しかし、上記以外の方で申告していないと、この軽減は受けられません。

国民健康保険に加入されている方は、市県民税の申告義務に関わらず申告をしてください。また、所得証明書などの税務関係証明書が必要な場合も、市県民税の申告が必要です。

申告に必要なもの

対象項目	持ち物・必要書類	
申告者全員	申告書、印鑑、振込先口座が分かるもの（還付を受ける場合） <u>マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるもの</u> <u>運転免許証などの顔写真付き書類</u>	
該当する場合のみ	給与・年金所得者	源泉徴収票（コピー不可）
	事業（農業、営業、不動産）所得者	収支内訳書（記入済みのもの）
	一時所得者・雑所得者	収入および経費が分かる書類
	社会保険料控除	国民年金保険料などの支払証明書または領収書
	医療費控除（特例を含む）	医療費控除（特例）の明細書（記入済みのもの） （詳細につきましては次ページ以降をご覧ください）
	生命保険料控除	支払保険料の証明書
	地震保険料控除 （旧長期損害保険料含む）	
	障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
	寄附金控除	寄附金の受領書など

● 申告の相談時間短縮のため事前準備をお願いします。

- ・ 農業所得、不動産所得、営業所得の申告
必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、収支内訳書を作成しておいてください。

所得税の確定申告

所得税の申告が必要な方

給与、公的年金、営業、農業、不動産などの収入があり、所得税の納付や還付を必要とする方は、佐久税務署で確定申告をしてください。

また、次の方は佐久税務署での申告または相談をお願いします。

- ・居住用家屋を新築、増築などをして、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方
- ・土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得・先物取引に係る雑所得等の分離課税となる所得のある方
- ・青色申告で所得税の精算が必要な方
- ・純損失、雑損失の繰越控除を受ける方
- ・消費税や相続税および贈与税に関する相談のある方 など

■確定申告に関するお問合せ 佐久税務署 ☎67-3460

税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です

税務関係書類へのマイナンバー記載

昨年度より、市県民税の申告書のほか、税務署に提出する申告書や申請書などの税務関係書類には、提出される方のマイナンバーの記載が必要になっています。また、申告者だけでなく、控除対象配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要となります。

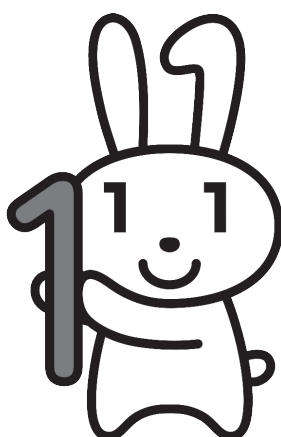
マイナンバーの提供を受ける場合の本人確認

マイナンバーの提供を受ける場合は、成りすましを防止するため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられています。従いまして、マイナンバーが記載された申告書などを提出していただく際には、申告相談会場で本人確認をさせていただくことになります。

本人確認は、①マイナンバーカード または②通知カード及び運転免許証（そのほかパスポート・在留カード・身体障害者手帳・公的医療保険の被保険者証・年金手帳・住民票の写しなど）で確認を行うため手続きの際にはこれらの本人確認書類の提示をさせていただくことになります。

(注) 身元確認書類については、写真付きであれば1点、写真なしであれば2点必要です。

※控除対象配偶者や扶養親族の方のマイナンバーも記載していただくようになりますので、通知カードなどのマイナンバーの分かるものをお持ちください。なお、運転免許証などの身元確認書類は必要ありません。



医療費控除は明細書の提出が必要となりました（領収書は提出不要となりました）

“医療費控除の明細書”の添付が必要になりました

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要になりました。明細書には、医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を計算して記載してください。

※医療費の領収書は明細書の記入内容確認のため、5年間保存する必要があります。

（税務署から領収書の提出を求められた場合は、提示または提出しなければなりません。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、昨年と同様に医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

その場合、申告には誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要になりますので、あらかじめ領収書の整理をお願いします。（医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を計算してください。）生命保険や健康保険からの補てん金がある場合は、医療費から差し引かれますので、その金額の確認もお願いします。

従来の医療費控除を受ける方は、下記のセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。（どちらかを選択）

医療費控除の申告が必要な方は、本庁税務課市民税係または各支所総務税務係の窓口で「医療費控除の明細書」の用紙を受け取るか、または市のホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ申告時に提出してください。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

セルフメディケーション税制と明細書の添付

セルフメディケーション税制とは平成29年分申告から適用になり、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けられるようになりました。

この申告では医療費控除の特例として、“セルフメディケーション税制の明細書”の添付が必要となり、特定医薬品等購入費の領収書の添付または提示は必要ありません。

※領収書は5年間保存する必要があります。

（税務署から領収書の提出を求められた場合は、提示または提出しなければなりません。）

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書の添付または提示によることもできます。

特定一般用医薬品等購入費とは

医師により処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。領収書に控除の対象であることが記載されているほか、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

スイッチOTC薬の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp）をご覧ください。

一定の取組みを行ったことを明らかにする書類とは（添付または提示が必要です）

- ・インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書や予防接種済証
- ・市のがん検診の領収書または結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- ・特定健康診査の領収書または結果通知表
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表

この控除を受ける方は、従来の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。(どちらかを選択)

セルフメディケーション税制による医療費控除の申告が必要な方は、本庁税務課市民税係または各支所総務税務係の窓口で「セルフメディケーション税制の明細書」の用紙を受け取るか、または市のホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ申告時に提出してください。

その他のお知らせ

市県民税申告書をお送りします

平成29年度分の市県民税の申告をされた方、および申告が必要と思われる方には、1月下旬に市県民税申告書をお送りします。申告書が届かなかった方も、申告が必要と思われる方は申告をお願いします。

郵送による申告書も受け付けています

市県民税申告書は郵送でも提出できます。3月15日(木)までに、記入した申告書や各種証明書などを税務課市民税係宛て(郵送先)にお送りください。内容を確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。なお、例年証明書等の不備がありますので、提出前に再度内容の確認をお願いします。また、マイナンバーカードなどマイナンバーの分かるものと、運転免許証などの写しが必要になります。(所得税の確定申告書は佐久税務署へ提出してください)

窓口では相談を行っていません

申告相談期間中は、市役所税務課窓口および各支所総務税務係窓口では申告相談を行っていません。相談は各会場にてお願いします。窓口では申告書の提出のみ受け付けています。

臼田地区の申告相談会場について

臼田支所仮事務所の臼田館では申告相談会場を設けることができませんので、「あいとぴあ臼田」で実施します。大変ご不便をお掛けしますが、「あいとぴあ臼田」での申告相談をお願いします。

申告相談に関する問合せ

- 税務課 市民税係 ☎62-3040
- 臼田支所 総務税務係 ☎82-3111 (内線273)
- 浅科支所 総務税務係 ☎58-2001 (内線29)
- 望月支所 総務税務係 ☎53-3111 (内線101)

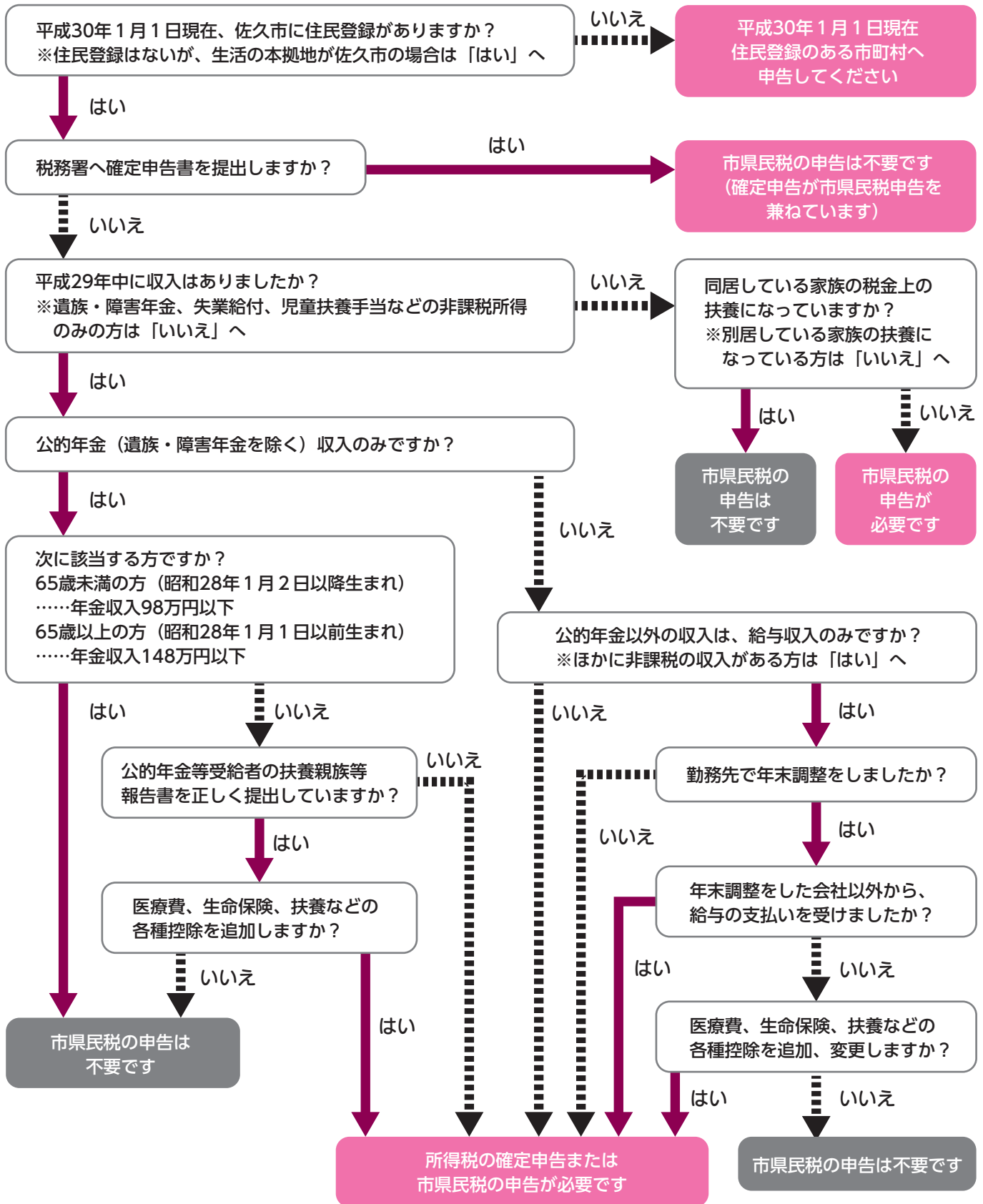
※国民健康保険税に関する問合せ

- 国保医療課 国保年金係 ☎62-3164



申告区分チェックシート（市県民税の申告が必要か確認してみましょう）

(注) この表は簡易に判断する例ですので、ご不明な点はお問い合わせください。



※申告が不要となった方でも、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合や所得証明書が必要な場合などは、市県民税の申告が必要です。